

# 参議院憲法審査会會議録第九号

平成二十六年六月二十日(金曜日)  
午後四時五十三分開会

## 委員の異動

六月十一日

### 辞任

三木 亨君  
西村まさみ君

### 補欠選任

熊谷 大君  
櫻井 充君

出席者は左のとおり。

### 幹事

小坂 憲次君

### 委員

石井 正弘君  
石田 昌宏君  
宇都 隆史君  
大家 敏志君  
大沼みずほ君  
木村 義雄君  
北村 経夫君  
熊谷 大君  
上月 良祐君  
滝波 宏文君  
堂故 茂君  
豊田 俊郎君

### 事務局側

憲法審査会事務局長

情野 秀樹君

### 本日の会議に付した案件

- 憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに關する請願(第四九号外九件)
- 憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに關する請願(第五六号外一九件)
- 海外で戦争する国づくりに反対し、九条を守り、憲法をいかすことに關する請願(第一八三号外一件)
- 憲法の改悪に反対し、九条を守り、憲法を平和

- 中曾根弘文君
  - 中西 祐介君
  - 柳本 卓治君
  - 山下 雄平君
  - 足立 信也君
  - 有田 芳生君
  - 石上 俊雄君
  - 小川 敏夫君
  - 櫻井 充君
  - 林 久美子君
  - 広田 一君
  - 藤末 健三君
  - 前川 清成君
  - 石川 博崇君
  - 魚住裕一郎君
  - 佐々木さやか君
  - 東 徹君
  - 川田 龍平君
  - 和田 政宗君
  - 吉良よし子君
  - 福島みずほ君
  - 浜田 和幸君
- と暮らしかすことに關する請願(第一八五号)
  - 憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに關する請願(第二〇五号外三件)
  - 日本国憲法九条を變えることの反対に關する請願(第九二六号外一件)
  - 憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のためにかすことに關する請願(第九五六号外二件)
  - 憲法を改悪せず、九条を守り抜くことに關する請願(第一三二二号外二件)
  - 憲法第九条・第九十六條改悪反対に關する請願(第一三三三号外一件)
  - 日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに關する請願(第一四五七号外二二件)
  - 憲法の改悪に反対し、九条を守ることに關する請願(第一五一九号外二二件)
  - 憲法改正を行わず、九条を守ることに關する請願(第一五二五号外三件)
  - 九条を守り、平和にかすことに關する請願(第一六二二号外一件)
  - 日本国憲法の改悪を行わず、今こそ憲法をいかした政治を行うことに關する請願(第一六三二号外二件)
  - 憲法九十六條改正反対に關する請願(第二二八八号外二件)
  - 日本国憲法を守りいかすことに關する請願(第二三四六号)
  - 日本国憲法の改正発議要件を引き下げ、改正しやすくすることへの反対に關する請願(第二三五六号)
  - 日本国憲法九条を守ることに關する請願(第二三三三七号外一件)
  - 日本国憲法九条を守り、いかすことに關する請願(第二五六三三号外一〇件)
  - 日本国憲法第九十六條の改正を行わないことに

- 関する請願(第三〇五五号)
- 憲法改悪反対、九条を守り、いかすことに關する請願(第三〇六五号)
- 国防軍、戦争ができる国への改憲をせず、九条を守り、平和外交を行うことに關する請願(第三二四三三号)
- 会長(小坂憲次君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。
- これより請願の審査を行います。
- 第四九号憲法の改悪に反対し、九条を守ることに關する請願外百十二件を議題といたします。
- 本審査会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧のとおりでございます。
- 速記を止めてください。
- 〔速記中止〕
- 会長(小坂憲次君) 速記を起こしてください。
- 第四九号憲法の改悪に反対し、九条を守ることに關する請願外百十二件を議題といたします。
- 本審査会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧のとおりでございます。
- これらの請願につきましては、幹事会において協議の結果、いずれも保留とすることいたしました。
- 以上のとおり決定することに御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会長(小坂憲次君) 御異議ないと認めます。
- よって、さよう決定いたしました。
- 本日はこれにて散会いたします。
- 午後四時五十五分散会
- 六月十三日本審査会に左の案件が付託された。
- 一、海外で戦争する国づくりに反対し、九条を

守り、憲法をいかにすることに関する請願(第二一三四号)

一、憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願(第二一三五号)

一、日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願(第二一三六号)

一、憲法改正を行わず、第九条を守ることに関する請願(第二一三七号)

一、憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のためにいかにすることに関する請願(第二一七八号)

一、憲法九十六条改正反対に関する請願(第二一七八号)

第二一三四号 平成二十六年六月二日受理  
海外で戦争する国づくりに反対し、九条を守り、憲法をいかにすることに関する請願

請願者 大阪府河内長野市 大杉タツ子  
外三百四十七名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。

第二一三五号 平成二十六年六月二日受理  
憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願者 福岡市 向井理香 外三百二十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二一三二号と同じである。

第二一三六号 平成二十六年六月二日受理  
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願

請願者 福岡市 佐々木久美子 外二百五十六名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一四五七号と同じである。

第二一七三号 平成二十六年六月三日受理

憲法改正を行わず、第九条を守ることに関する請願

請願者 千葉県市川市 小山登 外七百七十七名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一五二五号と同じである。

第二一七八号 平成二十六年六月五日受理  
憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のためにいかにすることに関する請願

請願者 福岡市 大島浩一 外九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第九五六号と同じである。

第二一八八号 平成二十六年六月五日受理  
憲法九十六条改正反対に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡阿見町 丹野美穂 外千七百八十六名

紹介議員 吉田 忠智君

安倍総理大臣は、憲法改正発議要件を三分の二以上から過半数に緩和するための憲法九十六条改正を自民党の参議院選挙の公約にした。自民党が憲法九十六条改正を突破口にして、実は、憲法九十六条改正を狙っていることははっきりしている。第九条の改正では、なかなか国会の三分の二の合意を得て憲法改正を発議することが難しいので、ルール自体を変えてしまおうというのが第九十六条改正論の本質である。そもそも立憲主義とは、国家機関が自分勝手に権力を振り回すことがないように憲法によって枠組みを定めておく仕組みのことである。総理大臣は憲法で縛られている側であって、自らがその縛りを緩めるために第九十六条改正を主張すること自体が大きな問題である。ほとんどの憲法は改正の要件を普通の法律よりも厳しくしており、世界の多くの国が発議の要件を三分の二以上としている。日本国憲法の改正手続が特に厳格ということはない。憲法九十六条改正で憲法改正の発議要件が引き下げられれば、与党が簡単に憲法改正を発議できるようになる。

第二二四六号 平成二十六年六月六日受理  
日本国憲法を守りいかにすることに関する請願

請願者 埼玉県川越市 石井文二 外五千四百五十四名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二一八八号と同じである。

第二二四七号 平成二十六年六月六日受理  
日本国憲法を守りいかにすることに関する請願

請願者 東京都三鷹市 都筑喜代 外二千九名

紹介議員 大門実紀史君

り、憲法九十六条の改正に直結することは明らかである。日本が平和国家から戦争国家へと変わりかねないのである。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法改正発議要件を緩和する憲法九十六条の改正を行わないこと。

二、憲法九十九条が定める憲法尊重擁護義務を遵守すること。

六月十六日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九十六条改正反対に関する請願(第二一三四号)

一、日本国憲法を守りいかにすることに関する請願(第二一三四六号)

一、日本国憲法の改正発議要件を引き下げ、改正しやすくすることへの反対に関する請願(第二一三五七号)

一、憲法改悪に反対し、九条を守り、いかにすることに関する請願(第二一四四〇号)

第二二四五号 平成二十六年六月六日受理  
憲法九十六条改正反対に関する請願

請願者 埼玉県川越市 石井文二 外五千四百五十四名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二一八八号と同じである。

第二二四六号 平成二十六年六月六日受理  
日本国憲法を守りいかにすることに関する請願

請願者 東京都三鷹市 都筑喜代 外二千九名

紹介議員 大門実紀史君

安倍政権は、日本国憲法をないがしろにして、日本を戦争する国、自衛隊を海外で武力行使する軍隊にしようとする策動を強めており、広範な国民は

このことに大きな不安を感じている。集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更という強引なやり方は、憲法九条を破壊する行為であり立憲主義に反する。国民の知る権利を奪い、民主主義を破壊する特定秘密保護法は、基本的人権を侵害するものである。中小業者は、先人が戦争の惨禍と教訓から作り上げてきた日本国憲法を守り育て、「平和でこそ商売繁盛」を信条に営業を続けてきた。安倍政権の目指す国づくりは、戦争を呼び込み国民を苦難に陥れるものであり、認めることはできない。憲法を守りいかにこそ必要なことである。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、現行憲法を完全実施し、国民の暮らしにいかすこと。

二、憲法九条を守り、集団的自衛権行使容認を行わないこと。

第二二五六号 平成二十六年六月六日受理  
日本国憲法の改正発議要件を引き下げ、改正しやすくすることへの反対に関する請願

請願者 東京都小金井市 篠原敬子 外七百四十五名

紹介議員 糸数 慶子君

日本国憲法は、主権者である国民の自由な行動を保障するために、国家権力が守らなければならない約束事である。他の法律のように簡単に変えることができないように改定手続を厳しくしている。しかし自民党や日本維新の会は、憲法改正の発議を衆参両議院の三分の二以上の賛成(第九十六条)から二分の一に下げようと言っている。これは、日本国憲法の中心理念の破壊につながるものである。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、日本国憲法九十六条の憲法改定手続において、「各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し」とある発議要件を引き

き、与党が簡単に憲法改正を発議できるようになる。

二、憲法九条を守り、集団的自衛権行使容認を行わないこと。

第二二五六号 平成二十六年六月六日受理  
日本国憲法の改正発議要件を引き下げ、改正しやすくすることへの反対に関する請願

請願者 東京都小金井市 篠原敬子 外七百四十五名

紹介議員 糸数 慶子君

日本国憲法は、主権者である国民の自由な行動を保障するために、国家権力が守らなければならない約束事である。他の法律のように簡単に変えることができないように改定手続を厳しくしている。しかし自民党や日本維新の会は、憲法改正の発議を衆参両議院の三分の二以上の賛成(第九十六条)から二分の一に下げようと言っている。これは、日本国憲法の中心理念の破壊につながるものである。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、日本国憲法九十六条の憲法改定手続において、「各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し」とある発議要件を引き

き、与党が簡単に憲法改正を発議できるようになる。

二、憲法九条を守り、集団的自衛権行使容認を行わないこと。

第二二五六号 平成二十六年六月六日受理  
日本国憲法の改正発議要件を引き下げ、改正しやすくすることへの反対に関する請願

下げて、改定しやすくすることに反対すること。

第二三五七号 平成二十六年六月六日受理  
日本国憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 東京都小金井市 小柴健志 外七  
百八十三名

紹介議員 糸数 慶子君

次の事項について実現を図りたい。  
一、日本国憲法第九条を守ること。

第二四四〇号 平成二十六年六月九日受理

憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに  
関する請願

請願者 千葉市 永松好信 外三十九名  
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

六月十七日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかす  
ことに関する請願(第二五三八号)

一、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関  
する請願(第二五六三三号)

一、憲法九十六号改正反対に関する請願(第二  
六一四号)

一、憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関  
する請願(第二七一五号)(第二七一六号)(第  
二七一七号)(第二七八号)(第二七一九号)  
(第二七二〇号)(第二七二二号)(第二七二二  
号)(第二七二三号)(第二七二四号)(第二七二  
五号)

一、日本国憲法第九条を守ることに関する請願  
(第二七二六号)

第二五三八号 平成二十六年六月十一日受理  
憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに  
関する請願

請願者 埼玉県富士見市 石原みつ子 外

九十二名

紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第二五六三三号 平成二十六年六月十一日受理

日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請  
願

請願者 埼玉県草加市 上村聡 外五百四  
十五名

紹介議員 紙 智子君

安倍内閣は、これまでの憲法の解釈を変えて、  
集団的自衛権の行使を認めようとしている。集団  
的自衛権の行使は、日本への武力攻撃がなくても  
他国のために武力行使に対するものである。それ  
は、海外での武力行使に対する憲法上の歯止めを  
外し、日本を海外で戦争する国にしようとするも  
のである。この重大な転換を閣議決定で認めるこ  
とは許されない。一内閣の判断で憲法解釈を勝手  
に変えることは立憲主義の否定である。

ついては、次の事項について実現を図られた  
い。  
一、日本国憲法第九条を守り、いかすこと。

第二六一四号 平成二十六年六月十二日受理

憲法九十六号改正反対に関する請願

請願者 埼玉県深谷市 須永こずえ 外千  
六百十五名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二七一五号 平成二十六年六月十二日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請  
願

請願者 新潟市 小林裕美子 外六千四百  
四十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

第二七一六号 平成二十六年六月十二日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請  
願

請願者 岐阜県大垣市 佐藤英樹 外六千  
四百四十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

第二七一七号 平成二十六年六月十二日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請  
願

請願者 札幌市 松村愛花 外六千四百四  
十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

第二七一八号 平成二十六年六月十二日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請  
願

請願者 東京都練馬区 中嶋洋子 外六千  
四百四十四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

第二七一九号 平成二十六年六月十二日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請  
願

請願者 京都市 田中加代 外六千四百四  
十八名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

第二七二〇号 平成二十六年六月十二日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請  
願

請願者 横浜市 山本由加里 外六千四百  
四十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

第二七二二号 平成二十六年六月十二日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請  
願

請願者 神奈川県小田原市 市川安子 外  
六千四百四十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

第二七二二号 平成二十六年六月十二日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請  
願

請願者 埼玉県吉川市 遠藤智佳子 外六  
千四百四十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

第二七二三号 平成二十六年六月十二日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請  
願

請願者 大阪市 奈良三重子 外六千四百  
四十四名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

第二七二四号 平成二十六年六月十二日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請  
願

請願者 高知県土佐市 飯尾京子 外六千  
四百四十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

第二七二五号 平成二十六年六月十二日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請  
願

請願者 大阪府河内長野市 坂上恵子 外  
六千四百四十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。



第二七二六号 平成二十六年六月十二日受理

日本国憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 東京都小金井市 澤井茂樹 外二

千二百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二三五七号と同じである。

六月十九日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願(第二八二〇号)

一、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第二八二二号)

一、日本国憲法第九十六条の改正を行わないことに関する請願(第三〇五五号)

一、憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願(第三〇五七号)

一、九条を守り、平和にいかすことに関する請願(第三〇五八号)

一、日本国憲法の改悪を行わず、今こそ憲法をいかした政治を行うことに関する請願(第三〇五九号)

一、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第三〇六〇号)(第三〇六一号)(第三〇六二号)(第三〇六三号)(第三〇六四号)

一、憲法改悪反対、第九条を守り、いかすことに関する請願(第三〇六五号)

一、憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願(第三二二九号)(第三二四〇号)

一、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第三二四一号)(第三二四二号)(第三二四三号)

一、国防軍、戦争ができる国への改悪をせず、九条を守り、平和外交を行うことに関する請願(第三二四三号)

一、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第三二四四号)

第二八二〇号 平成二十六年六月十三日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 群馬県前橋市 佐々木章夫 外四十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第二八二二号 平成二十六年六月十三日受理

日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 群馬県みどり市 原昌宏 外三百三十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第三〇五五号 平成二十六年六月十三日受理

日本国憲法第九十六条の改正を行わないことに関する請願

請願者 横浜市 岩本紀子 外四名

紹介議員 小池 晃君

安倍首相は国会での答弁の中で憲法第九十六条の改正に言及している。これは憲法第九十九条に定められている公務員の憲法尊重擁護義務に照らしても極めて問題であるが、それ以上に憲法第九十六条の発議要件の緩和は、単なる手続論にとどまらず、憲法によって権力を縛るという憲法の本質に関わる重大な問題である。そもそも憲法第九十六条は、時の政治権力が自分たちに都合の良いように憲法を改変できないようにするため、「各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し」という厳格な発議要件を定めたものである。この要件を緩和して三分の二以上を「過半数」にして時の政治権力の都合の良いように憲法を変えることを可能にすれば、国民主権の立場に立つて権力を縛るという憲法の本質的役割が壊されてしまうことになる。立憲主義そのものの否定につながる憲法第九十六条の改正を行わないことを求める。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。  
一、日本国憲法第九十六条の改正手続の改正を行わないこと。

第三〇五七号 平成二十六年六月十三日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 相模原市 中野猛 外二千八百六十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

第三〇五八号 平成二十六年六月十三日受理

九条を守り、平和にいかすことに関する請願

請願者 広島県福山市 門田照子 外千七百一十五名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三〇五九号 平成二十六年六月十三日受理

日本国憲法の改悪を行わず、今こそ憲法をいかした政治を行うことに関する請願

請願者 千葉市 平根登喜子 外九十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三〇六〇号 平成二十六年六月十三日受理

日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 新潟県村上市 尾野稔 外二十八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第三〇六一号 平成二十六年六月十三日受理

日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 東京都世田谷区 角倉洋子 外三名

紹介議員 十九名  
吉良よし子君  
この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第三〇六二号 平成二十六年六月十三日受理

日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 東京都北区 相楽茂治 外六千三百一十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第三〇六三号 平成二十六年六月十三日受理

日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 千葉県四街道市 山田聖奈子 外三十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第三〇六四号 平成二十六年六月十三日受理

日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 大阪市 井上淳子 外三十三名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第三〇六五号 平成二十六年六月十三日受理

憲法改悪反対、九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 札幌市 柳都子 外百四十九名

紹介議員 紙 智子君

世論の多くは憲法第九条改悪に反対し、世論調査では「集団的自衛権の行使容認反対」が過半数を占めている。にもかかわらず安倍政権は、しゃにむに集団的自衛権行使ができるように突き進み、閣議決定や立法で憲法第九条を空文化しようとしている。自衛隊が米軍と共に世界のどこでも武力行使ができる戦争する国にしようとしている。日

本國憲法は過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれた。特に憲法第九条は、武力による威嚇又は武力の行使の放棄、戦力不保持、交戦権否認を定め、国内でも世界でも人々の支持を集めている。

ついでに、次の事項について実現を図られた  
一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすこと。

第三二二九号 平成二十六年六月十六日受理  
憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 北海道函館市 佐々木志津子 外四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第三二四〇号 平成二十六年六月十六日受理  
憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 東京都足立区 櫻井一由 外千八百八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第三二四二号 平成二十六年六月十六日受理  
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 札幌市 一柳好 外三百七十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第三二四二号 平成二十六年六月十六日受理  
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 東京都渋谷区 加藤雅子 外二千九十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第三二七一号 平成二十六年六月十六日受理  
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 東京都板橋区 福本京子 外十二名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第三二四三号 平成二十六年六月十六日受理  
国防軍、戦争ができる国への改憲をせず、九条を守り、平和外交を行うことに関する請願

請願者 京都市 岸野とき子 外九十八名

紹介議員 倉林 明子君

日本国憲法は、アジアで二千万人、国内で三百万人の犠牲を強いた戦争への反省から、戦争を放棄し、軍隊を持たない平和な国を誓った。しかし、今第九条を改憲して国防軍をつくり、集団的自衛権を行使してアメリカに従い、戦争ができる国に変える動きが強まっている。北朝鮮の核や中国との尖閣諸島などの国際問題への武力(戦争)での対応は危険であり、再び悲惨な結果を生じかねない。国防軍ではなく、第九条をいかした平和外交による国を守る努力を求める。

ついでに、次の事項について実現を図られた  
一、第九条を改憲し、「国防軍」をつくり「戦争できる国」に反対すること。

第三二四四号 平成二十六年六月十六日受理  
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 奈良市 伊藤慧 外四名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。